

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令（昭和六十一年政令第九十五号）第二条第二項の規定に基づき、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令第二条第二項の市町村を定める省令を次のように定める。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令（昭和六十一年政令第九十五号）第二条第二項の厚生労働省令で定める市町村は、次の表のとおりとする。

北海道	都道府県郡名	市町村名
石狩郡	当別町	新篠津村
松前郡	松前町	福島町
上磯郡	知内町	木古内町
亀田郡	七飯町	
茅部郡	鹿部町	森町
二世郡	八雲町	
山越郡	長万部町	
檜山郡	江差町	上ノ国町
爾志郡	乙部町	厚沢部町
奥尻郡	奥尻町	
瀬棚郡	今金町	
久遠郡	せたな町	
島牧郡	島牧村	
寿都郡	寿都町	黒松内町
磯谷郡	蘭越町	
虻田郡	二七〇町	真狩村
	京極町	倶知安町
	洞爺湖町	豊浦町
岩内郡	共和町	岩内町

宮城県	青森県									
	足寄郡	十勝郡	釧路郡	厚岸郡	川上郡	阿寒郡	白糠郡	野付郡	標津郡	目梨郡
岩手県	足寄町	浦幌町	釧路町	厚岸町	標茶町	鶴居村	白糠町	別海町	中標津町	羅臼町
	陸別町			浜中町	弟子屈町				標津町	
青森県	青森市	弘前市	八戸市	黒						
	石市	五所川原市	十和田市							
宮城県	東津軽郡	平内町	今別町	西津軽郡	中津軽郡	南津軽郡	北津軽郡	上北郡	下北郡	三戸郡
	今別町	今別町	今別町	今別町	今別町	今別町	今別町	今別町	今別町	今別町
宮城県	仙石市	石巻市	塩竈市	気						
	仙石市	白石市	角田市	登						
宮城県	米市	栗原市	東松島市	大						
	崎市									

秋田県	刈田郡	蔵王町	七ヶ宿町
	柴田郡	村田町	柴田町 川崎町
山形県	伊具郡	丸森町	
	亘理郡	山元町	
秋田県	宮城郡	松島町	
	黒川郡	大和町	大郷町 大衡村
山形県	加美郡	色麻町	加美町
	遠田郡	涌谷町	
秋田県	牡鹿郡	女川町	
	本吉郡	南三陸町	
山形県	北秋田郡	上小阿仁村	
	山本郡	藤里町	三種町 八峰町
秋田県	鹿角郡	小坂町	
	南秋田郡	五城目町	八郎潟町 井川町
山形県	仙北郡	美郷町	
	雄勝郡	羽後町	東成瀬村
秋田県	東村山郡	山辺町	
	西村山郡	西川町	朝日町 大江町
山形県	北村山郡	大石田町	
	最上郡	金山町	最上町 舟形町 真
秋田県	東置賜郡	高島町	川西町
	西置賜郡	小国町	白鷹町 飯豊町
山形県	東田川郡	庄内町	
	飽海郡	遊佐町	
秋田県	福島市	会津若松市	郡山市
	いわき市	白河市	喜多方市
山形県	市 相馬市	田村市	南相馬市
	市 伊達市	本宮市	
秋田県	国見町	川俣町	
	安達郡	大玉村	
山形県	岩瀬郡	天栄村	
	南会津郡	下郷町	檜枝岐村 只見町
秋田県	耶麻郡	北塩原村	西会津町 磐梯町
	会津坂下町	猪苗代町	柳津町

茨城県	大沼郡	三島町	金山町	昭和村	会
	津美里町				
栃木県	西白川郡	西郷村	矢祭町	塙町	鮫川
	東白川郡	棚倉町			
群馬県	石川郡	石川町	玉川村	平田村	浅
	川町	古殿町			
埼玉県	田村郡	小野町	廣野町	櫛葉町	川内村
	双葉郡	熊町	浪江町	葛尾村	大
千葉県	相馬郡	飯館村	日立市	常陸太田市	高萩市
	飯館村		北茨城市	常陸大宮市	稲
千葉県	東茨城郡	城里町	久慈郡	河内町	利根町
	稲敷郡	利根町	宇都宮市	栃木市	佐野市
千葉県	鹿沼市	日光市	大田原市	矢板市	那須塩原市
	那須塩原市	さくら市			
千葉県	芳賀郡	茂木町	市貝町	塩谷町	那珂川町
	塩谷町				
群馬県	那須郡	那須町	高崎市	桐生市	沼
	前橋市	高崎市	藤岡市	安中市	
埼玉県	多野郡	上野村	神流町	甘楽町	
	甘楽郡	下仁田町	南牧村	甘楽町	
埼玉県	吾妻郡	中之条町	長野原町	嬭恋村	
	利根郡	高山村	東吾妻町	昭和村	み
千葉県	比企郡	飯能市	秩父市	本庄市	
	入間郡	越生町			
千葉県	秩父郡	ときがわ町	皆野町	長瀬町	小
	横瀬町				
千葉県	児玉郡	鹿野町	東秩父村		
	大里郡	美里町	神川町		
千葉県	香取郡	館山市	勝浦市	市原市	鴨
	山武郡	多古町	東庄町	いすみ市	
千葉県	九十九里町	芝山町			
東京都	長生郡	長南町	大多喜町	奥多摩町	新島村
	東隅郡	鋸南町			神
東京都	安房郡	西多摩郡	大島町	利島村	新島村
	西多摩郡	檜原町	津島村	三宅村	御蔵島村
東京都	八丈町	相模原市	青ヶ島村	小笠原村	
	足柄上郡	山北町			
東京都	足柄下郡	真鶴町			
	愛甲郡	清川村	新沼市	長岡市	三条市
東京都	新沼市	新発田市	十日町市		柏
	妙高市	五泉市	糸魚川市		
東京都	上越市	佐			
	胎				
東京都	東蒲原郡	阿賀町			
	三島郡	出雲崎町			
東京都	南魚沼郡	湯沢町			
	中魚沼郡	津南町			
東京都	刈羽郡	刈羽村	粟島浦村		
	岩船郡	関川村	富山県	黒部市	砺波
東京都	見市	滑川市	高岡市		
	下新川郡	朝日町	立山町		
東京都	金沢市	七尾市	小松市		輪
	島市	珠洲市	加賀市	羽咋	
東京都	津幡町	宝達志水町			
	河北郡	志賀町			
東京都	羽咋郡	中能登町			
	鹿島郡	穴水町	能登町		
東京都	鳳珠郡	福井市	敦賀市	小浜市	大
		勝山市	あわら市	坂	
東京都	吉田郡	永平寺町			
	今立郡	池田町			
東京都	南条郡	南越前町			
	丹生郡	越前町			
東京都	三方郡	美浜町			
	大飯郡	高浜町	おい町		
東京都	三方上中郡	若狭町			
長野県	山梨県	甲府市	都留市	山梨市	大
	月市	韮崎市	南アルプス市		
長野県	北杜市	甲斐市	笛吹市		
	上野原市	甲州市			
長野県	西八代郡	市川三郷町			
	南巨摩郡	早川町	身延町	南部町	富
長野県	南都留郡	道志村	鳴沢村	富士河口湖	
	北都留郡	小菅村	丹波山村		
長野県	長野市	松本市	上田市	飯	
	田市	諏訪市	須坂市	伊那	
長野県	市	駒ヶ根市	中野市	大町	
	市	飯山市	茅野市	塩尻市	
長野県	佐久市	千曲市	東御市		
	南佐久郡	小海町	川上村	南牧村	南
長野県	北佐久郡	軽井沢町	立科町		
	小県郡	青木村	長和町		
長野県	上伊那郡	辰野町	箕輪町	中川村	
	下伊那郡	松川町	阿南町	阿智村	平
長野県	谷村	根羽村	下條村	売木	
	村	天龍村	泰阜村	喬木村	
長野県	豊丘村	大鹿村			
	木曾郡	上松町	南木曾町	木祖村	
長野県	王滝村	大桑村	木曾町		
	東筑摩郡	麻績村	生坂村	山形村	朝
長野県	日村	筑北村			
	北安曇郡	池田町	松川村	白馬村	小
長野県	谷村	高山村			
	上高井郡	山ノ内町	木島平村	野沢温	
長野県	下高井郡	山ノ内町			
	上水内郡	信濃町	小川村	飯綱町	
長野県	大垣市	高山市	多治見市		
	関市	中津川市	美濃市	瑞	
長野県	浪市	恵那市	土岐市	可児	
	市	山県市	飛騨市	本巣市	
長野県	郡上市	下呂市			
	不破郡	関ヶ原町			
長野県	揖斐郡	揖斐川町			
	加茂郡	七宗町	八百津町	白川町	
長野県	可児郡	御嵩町			
	大野郡	白川村			
静岡県	静岡市	浜松市	下田市	熱	
	海市	沼津市	富士宮市	伊	
静岡県	豆市	伊豆の国市	牧之原市		
	藤枝市	島田市	掛川市		
静岡県	河津町	東伊豆町	南伊豆町		
	西伊豆町	松崎町			
静岡県	榛原郡	川根本町			
	周智郡	森町			
静岡県	岡崎市	豊田市	西尾市	新	
	北設楽郡	設楽町	東栄町	豊根村	
静岡県	津市	伊勢市	松阪市	名張	
	市	尾鷲市	亀山市	鳥羽市	
静岡県	伊賀市	いなべ市	志摩市		
	多気郡	多気町	大台町		
静岡県	度会郡	度会町	大紀町	南伊勢町	
	北牟婁郡	紀北町	紀宝町		
静岡県	南牟婁郡	御浜町	近江八幡市	栗東市	
	長浜市	甲賀市	高島市	東近江市	
静岡県	米原市				
	甲良町	多賀町			
静岡県	京都市	福知山市	舞鶴市		
	綾部市	宇治市	宮津市	亀	
静岡県	宇治田原町				
	宇治市	京丹後市	南丹市		
静岡県	笠置町	和束町	南山城村		
	相楽郡	伊根町	与謝野町		
静岡県	船井郡	伊根町			
	与謝郡	伊根町			
静岡県	豊能郡	能勢町			
	南河内郡	千早赤阪村			
兵庫県	姫路市	洲本市	相生市	豊	
	岡市	西脇市	三木市	三田	
兵庫県	市	丹波篠山市	養父市	丹	
	波市	南あわじ市	朝来市	た	
兵庫県	淡路市	宍粟市	加東市		
	多可町				
兵庫県	多可町				
	神河町	市川町			
兵庫県	赤穂郡	上郡町			
	佐用郡	佐用町			
兵庫県	美方郡	香美町	新温泉町		

奈良県	奈良市	天理市	桜井市	五
	橿原市	御所市	宇陀市	
	山辺郡	山添村		
	磯部郡	三宅町		
	宇陀郡	曾爾村	御杖村	
	高市郡	高取町	明日香村	
	吉野郡	吉野町	下市町	黒滝村
		川村	野迫川村	十津川村
		下北山村	上北山村	川上村
和歌山県	東吉野村			
	海南市	田辺市	新宮市	紀
	の川市			
	紀美野町	かつらぎ町	九度山町	高野
	伊都郡			
	有田郡	湯浅町	広川町	有田川町
	日高郡	美浜町	日高町	由良町
		高川町	印南町	みなべ町
	西牟婁郡	白浜町	上富田町	すさみ町
	東牟婁郡	那智勝浦町	太地町	古座川
鳥取県	鳥取市	倉吉市		
	岩美町			
	八頭郡	若桜町	智頭町	八頭町
	東伯郡	三朝町	琴浦町	
	西伯郡	大山町	南部町	伯耆町
	日野郡	日南町	日野町	江府町
島根県	松江市	浜田市	出雲市	益
	田市	大田市	安来市	江津
	仁多郡	奥出雲町		
	飯石郡	飯南町		
	邑智郡	川本町	美郷町	邑南町
	鹿足郡	津和野町	吉賀町	
	隠岐郡	海士町	西ノ島町	知夫村
岡山県	隠岐の島町			
	岡山市	倉敷市	津山市	玉
	野市	笠岡市	井原市	総社
	市	高梁市	新見市	備前市
		瀬戸内市	赤磐市	真庭市
		美作市		
	和気町			
	小田郡	矢掛町		
	真庭郡	新庄村		
	勝田郡	鏡野町		
	勝田郡	勝央町	奈義町	

愛媛県	久米郡	西粟倉村	美咲町	
	加賀郡	吉備中央町		
		広島市	竹原市	呉市
		市	尾道市	福山市
		三次市	庄原市	大竹市
		東広島市	廿日市市	安芸高
		田市	江田島市	
		安芸太田町	北広島町	
	山県郡			
	豊田郡	大崎上島町		
	世羅郡	世羅町		
	神石郡	神石高原町		
		下関市	宇部市	山口市
		市	防府市	下松市
		光市	長門市	柳井市
		市	周南市	
	大島郡	周防大島町		平生町
	熊毛郡	上関町	田布施町	
	阿武郡	阿武町		
		阿南市	吉野川市	阿波市
		美馬市	三好市	
	勝浦郡	勝浦町	上勝町	
	名東郡	佐那河内村		
	名西郡	神山町		
	那賀郡	那賀町		
	海部郡	牟岐町	美波町	海陽町
	美馬郡	つるぎ町		
	三好郡	高松市	丸亀市	坂出市
		音寺市	さぬき市	東かがわ
		市	三豊市	
	小豆郡	土庄町	小豆島町	
	木田郡	三木町		
	香川郡	直島町		
	綾歌郡	綾川町		
	仲多度郡	琴平町	多度津町	まんのう
		町		
	松山市	今治市	宇和島市	
	八幡浜市	新居浜市	西条市	
	大洲市	伊予市	四国中央	
	市	西予市	東温市	
	越智郡	上島町		
	上浮穴郡	久万高原町		
	伊予郡	砥部町		
	喜多郡	内子町		
	西宇和郡	伊方町		

高知県	北宇和郡	松野町	鬼北町	
	南宇和郡	愛南町		
		高知市	室戸市	安芸市
		国市	土佐市	須崎市
		市	土佐清水市	四万十市
		香南市	香美市	
	安芸郡	東洋町	奈半利町	田野町
		安田町	北川村	馬路村
		西村		芸
	長岡郡	本山町	大豊町	
	土佐郡	土佐町	大川村	
	吾川郡	いの町	仁淀川町	
	高岡郡	中土佐町	佐川町	越知町
		榑原町	日高村	津野町
	幡多郡	万十町	三原村	黒潮町
		北九州市	福岡市	飯塚市
		八女市	豊前市	筑紫野市
		宗像市	うきは市	宮若市
		嘉麻市	朝倉市	みやま市
		糸島市	那珂川市	
	糟屋郡	篠栗町	新宮町	
	遠賀郡	芦屋町	鞍手町	
	鞍手郡	小竹町	東峰村	
	朝倉郡	筑前町		
	八女郡	広川町	添田町	糸田町
	田川郡	香春町	大任町	赤村
		崎町		
	京都郡	築上町	上毛町	
		佐賀市	唐津市	多久市
		万里市	武雄市	鹿島市
		壱岐市		伊
	東松浦郡	玄海町		
	杵島郡	大町町	白石町	
	藤津郡	太良町		
		長崎市	佐世保市	島原市
		諫早市	平戸市	松浦市
		馬市	杵岐市	五島市
		市	雲仙市	南島原市
	東彼杵郡	東彼杵町		
	北松浦郡	小値賀町	佐々町	
	南松浦郡	新上五島町		
		八代市	人吉市	水俣市
		名市	天草市	山鹿市
				菊池

大分県	天草郡	苓北町	別府市	中津市	日
			大分市	佐伯市	臼杵市
			見市	竹田市	豊後高田市
			杵築市	宇佐市	豊後大野市
			由布市	国東市	
	東国東郡	姫島村			
	速見郡	日出町			
	玖珠郡	九重町	玖珠町		
		宮崎市	都城市	延岡市	日
		南市	小林市	日向市	串間
			西都市	えびの市	
	西諸県郡	高原町			
	東諸県郡	国富町			
	児湯郡	西米良村	木城町		川南町
		都農町			
	東臼杵郡	諸塚村	美郷町		椎葉村
	西臼杵郡	高千穂町	日之影町		五ヶ瀬
鹿児島県	鹿児島市				
	阿久根市		出水市		枕崎市
	西之表市		垂水市		薩摩川内
	市	日置市	曾於市		霧島市
		いちき串木野市	南さつま		
	市	志布志市	奄美市		南九
	州市	伊佐市	姦良市		
	鹿児島郡	三島村	十島村		
	薩摩郡	さつま町			
	出水郡	湧水町			
	姦良郡	大崎町			
	肝属郡	錦江町	南大隅町		肝付町
	熊毛郡	中種子町	南種子町		屋久島

大島郡	大和村	宇検村	瀬戸内町
	龍郷町	喜界町	徳之島町
	天城町	伊仙町	和泊町
沖繩県	名町	与論町	知
	名護市	うるま市	南城市
国頭郡	宮古島市	石垣市	
	国頭村	大宜味村	東村
	帰仁村	本部町	伊江村
島尻郡	伊平屋村	伊是名村	渡嘉敷
	村	座間味村	栗国村
	喜村	久米島町	南大東村
	北大東村		
宮古郡	多良間村		
八重山郡	竹富町	与那国町	

この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成一九年三月三〇日厚生労働省令第四八号）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十九年三月三十一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の日（以下「施行日」という。）より前に締結された労働者派遣契約（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。以下「法」という。）第二十六条第一項に規定する労働者派遣契約をいう。以下同じ。）に基づく労働者派遣について、施行日において労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令（以下「令」という。）第二条第一項第一号に掲げる業務に係る派遣労働者の就業の場所が長野県安曇野市又は旧和歌山県那賀郡岩出町の区域に含まれる場合においては、施行の際における当該労働者派遣に係る労働者派遣契約に定める労働者派遣の期間内において、当該労働者派遣に限り、当該区域を令第二条第二項の厚生労働省令で定める市町村とみなす。

2 施行日から平成十九年四月三十日までの間に締結された労働者派遣契約に基づく労働者派遣について、平成十九年四月三十日において令第二条第一項第一号に掲げる業務に係る派遣労働者の就業の場所が長野県安曇野市又は旧和歌山県那賀郡岩出町の区域に含まれる場合において

は、平成十九年四月三十日における当該労働者派遣に係る労働者派遣契約に定める労働者派遣の期間内において、当該労働者派遣に限り、当該区域を令第二条第二項の厚生労働省令で定める市町村とみなす。

附 則（平成一九年一〇月一日厚生労働省令第二一〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一九年二月一日厚生労働省令第一四二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二〇年三月二日厚生労働省令第四〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二〇年四月一日厚生労働省令第八八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二〇年一〇月三十一日厚生労働省令第一五四号）

この省令は、平成二十年十一月一日から施行する。

附 則（平成二〇年二月二六日厚生労働省令第一八〇号）

この省令は、平成二十一年一月一日から施行する。

附 則（平成二二年三月三〇日厚生労働省令第六二二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二二年三月三十一日厚生労働省令第七八八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二二年五月一日厚生労働省令第一〇九号）

この省令は、平成二十一年五月五日から施行する。

附 則（平成二二年九月一日厚生労働省令第一四〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二二年一〇月五日厚生労働省令第一四四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二二年二月二八日厚生労働省令第一六九号）

この省令は、平成二十二年一月一日から施行する。

附 則（平成二二年一月一五日厚生労働省令第五号）

この省令は、平成二十二年一月十六日から施行する。

附 則（平成二二年二月一日厚生労働省令第一三三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二二年三月八日厚生労働省令第二六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二二年三月二三日厚生労働省令第二九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二二年三月二六日厚生労働省令第三三三号）

この省令は、平成二十二年三月二十八日から施行する。

附 則（平成二二年三月三十一日厚生労働省令第四四四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二二年四月一日厚生労働省令第五二二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二二年九月一日厚生労働省令第九九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二三年三月七日厚生労働省令第一九号）

この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則（平成二三年七月二五日厚生労働省令第九一号）

この省令は、平成二十三年九月二十六日から施行する。

附 則（平成二三年七月二五日厚生労働省令第九二二号）

この省令は、平成二十三年十月一日から施行する。

附 則（平成二四年八月一〇日厚生労働省令第二一四号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年十月一日）から施行する。

附 則（平成三〇年八月三〇日厚生労働省令第一一〇号）

（施行期日）

1 この省令は、平成三十年八月三十一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の日（以下「施行日」という。）より前に締結された労働者派遣契約（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二十六条第一項に規定する労働者派遣契約をいう。以下同じ。）に基づく労働者派遣について、施行日において労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令（昭和六十一年政令第九十五号。以下「令」という。）第二条第一項第一号に掲げる業務に係る派遣労働者の就業の場所が山形県長井市、福島県二本松市、茨城県石岡市、埼玉県秩父郡長瀬町、千葉県君津市、福井県越前市、岐阜県美濃加茂市、滋賀県大津市、同県蒲生郡日野町、京都府木津川市、同府綴喜郡井手町、奈良県生駒郡斑鳩町、和歌山県岩出市、鳥取県東伯郡湯梨浜町、岡山県浅口市、佐賀県小城市、長崎県北松浦郡佐々町又は熊本県上益城郡益城町の区域に含まれる場合においては、施行日における当該労働者派遣に係る労働者派遣契約に定める労働者派遣の期間内において、当該労働者派遣に限り、当該区域を令第二条第二項の厚生労働省令で定める市町村とみなす。

3

施行日から平成三十年九月三十日までの間に締結された労働者派遣契約に基づく労働者派遣について、同日において令第二条第一項第一号に掲げる業務に係る派遣労働者の就業の場所が山形県長井市、福島県二本松市、茨城県石岡市、埼玉県秩父郡長瀬町、千葉県君津市、福井県越前市、岐阜県美濃加茂市、滋賀県大津市、同県蒲生郡日野町、京都府木津川市、同府綴喜郡井手町、奈良県生駒郡斑鳩町、和歌山県岩出市、鳥取県東伯郡湯梨浜町、岡山県浅口市、佐賀県小城市、長崎県北松浦郡佐々町又は熊本県上益城郡益城町の区域に含まれる場合においては、同日における当該労働者派遣に係る労働者派遣契約に定める労働者派遣の期間内において、当該労働者派遣に限り、当該区域を令第二条第二項の厚生労働省令で定める市町村とみなす。

附 則（令和元年八月三〇日厚生労働省令第三九号）

この省令は、令和元年十月一日から施行する。

附 則（令和二年十一月三〇日厚生労働省令第一九〇号）

1 この省令は、令和二年十二月一日から施行する。
（施行期日）

（経過措置）

2 この省令の施行の日（以下「施行日」という。）より前に締結された労働者派遣契約（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二十六条第一項に規定する労働者派遣契約をいう。以下同じ。）に基づく労働者派遣について、施行日以降の当該労働者派遣契約に定める労働者派遣の期間内において労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令（昭和六十一年政令第九十五号。以下「令」という。）第二条第一項第一号に掲げる業務に係る派遣労働者の就業の場所が愛知県瀬戸市又は和歌山県橋本市の区域に含まれる場合は、当該期間内において、当該労働者派遣に限り、当該区域を令第二条第二項の厚生労働省令で定める市町村とみなす。

3 施行日から令和三年一月一日までの間に締結された労働者派遣契約に基づく労働者派遣について、当該労働者派遣契約の締結の日以降の当該労働者派遣契約に定める労働者派遣の期間内において令第二条第一項第一号に掲げる業務に係る派遣労働者の就業の場所が愛知県瀬戸市又は和歌山県橋本市の区域に含まれる場合は、当該期間内において、当該労働者派遣に限り、当該区域を令第二条第二項の厚生労働省令で定める市町村とみなす。

附 則（令和三年三月三十一日厚生労働省令第八四号）

1 この省令は、令和三年四月一日から施行する。
（施行期日）

（経過措置）

2 この省令の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）より前に締結された労働者派遣契約（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二十六条第一項に規定する労働者派遣契約をいう。次項において同じ。）に基づく労働者派遣について、施行日以降の当該労働者派遣契約に定める労働者派遣の期間内において労働者派遣事業の適正な

運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令（昭和六十一年政令第九十五号。以下この項及び次項において「令」という。）第二条第一項第一号及び第三号に掲げる業務、第四号に掲げる業務（保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号）第五条及び第六条に規定する業務並びに診療放射線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）第二十四条の二に規定する業務及び臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）第二十条の二第一項に規定する業務に限る。）並びに第七号に掲げる業務に係る派遣労働者の就業の場所が北海道虻田郡留寿都村、同道夕張郡長沼町、同道上川郡鷹栖町、福島県河沼郡湯川村、福岡県大牟田市、同県田川市、同県糟屋郡篠栗町、同県田川郡福智町、佐賀県嬉野市、同県杵島郡江北町及び鹿児島県肝属郡東串良町の区域に含まれる場合は、当該期間内において、当該労働者派遣に限り、当該区域を令第二条第二項の厚生労働省令で定める市町村とみなす。

3 施行日から令和三年五月一日までの間に締結された労働者派遣契約に基づく労働者派遣について、当該労働者派遣契約の締結の日以降の当該労働者派遣契約に定める労働者派遣の期間内において令第二条第一項第一号及び第三号に掲げる業務、第四号に掲げる業務（保健師助産師看護師法第五条及び第六条に規定する業務並びに診療放射線技師法第二十四条の二に規定する業務及び臨床検査技師等に関する法律第二十条の二第一項に規定する業務に限る。）並びに第七号に掲げる業務に係る派遣労働者の就業の場所が北海道虻田郡留寿都村、同道夕張郡長沼町、同道上川郡鷹栖町、福島県河沼郡湯川村、福岡県大牟田市、同県田川市、同県糟屋郡篠栗町、同県田川郡福智町、佐賀県嬉野市、同県杵島郡江北町及び鹿児島県肝属郡東串良町の区域に含まれる場合は、当該期間内において、当該労働者派遣に限り、当該区域を令第二条第二項の厚生労働省令で定める市町村とみなす。

附 則（令和四年九月一日厚生労働省令第二二三号）

この省令は、令和四年十月一日から施行する。

附 則（令和六年一月四日厚生労働省令第一号）

この省令は、令和六年二月一日から施行する。